



はい！こちら消費生活センターです

「長期使用の家電製品等による事故に気を付けてください」

モノを大切に使うことは大事なことです。どんなに大切に使っても経年劣化は進みます。特に、石油やガス、電気を使う器具は長期間使用による劣化により危険が生じることもあります。30年以上使用していた石油ファンヒーターから発火して住宅火災を起こし、ご夫婦が死亡する事故も起きています。このような事故を契機に特定の石油やガス、電気を使う器具には***長期使用製品安全点検制度**が設けられました。石油やガス、電気を使う器具の経年劣化は避けることはできません。製品は修理さえすれば永久に使えると思いきまないのでください。製品の不具合を知らず使い続けることは、発煙や発火を伴う大きな事故につながる可能性もあるので注意が必要ですし、修理対応も部品の保有期間があるので限界があります。

対象となるのは次の特定保守製品7品目（これらの製品を購入したら登録しておきましょう。消費者が忘れていても確実に点検の通知が来ます。ただし点検は有料です。）

- ・石油給湯器
- ・石油ふろがま
- ・FF式石油温風暖房機
- ・ビルトイン式電気食器洗機
- ・浴室用電気乾燥機
- ・屋内式ガス瞬間湯沸器
- ・屋内式ガスふろがま

*平成21年4月1日より前に製造・輸入された当該製品についても、製造時期を確認し、メーカーの点検を受けましょう。

消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ（電話又は来所）

☎0774-72-9955（ナニ?キューキューGOGO!）

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎188（いやや!）番もご利用ください。

相談日 月～金（祝・休日、年末年始除く）

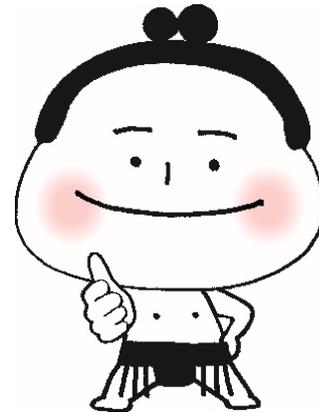
相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時

（※H30.4から相談時間に変更になっています。）

住所 木津川市木津上戸15 相楽会館1階

京都府木津総合庁舎東隣（JR木津駅東口から徒歩約5分）

※土曜・日曜・祝日（年末年始除く）は075-257-9002へ
（電話のみ）



相談すれば 楽になる